

# 自動車リサイクル法の施行について

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年に7月に使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)が成立した。その後政省令等が整備されたのをうけ、本年7月から同法に基づき解体業、破砕業の許可を開始し、平成17年1月には同法が本格施行されることになった。そこで同法の概要をご紹介します。

## 1 自動車リサイクル法の概要

### (1) 目的

年間約400万台排出される使用済自動車は、従来は解体業者や破砕業者が売買を通じて、流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、次のような要因から対策が必要となった。

産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性があること。

最終処分費の高騰と鉄スクラップ価格の低迷により、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあって、不法投棄等の懸念も生じていること。

新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応も行うこと。

そのため、自動車製造業者を中心とした関係者に役割分担を義務づけた自動車リサイクル法が成立した。

### (2) 対象自動車

次に掲げる『対象外となる自動車』を除く全ての自動車(トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含む。)が対象。

『対象外となる自動車』

- ・被けん引車
- ・二輪車(原動機付自転車、側車付のものを含む。)
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの(農業機械等)

### (3) 関係者の主な役割(自動車リサイクル法の仕組み(概要)参照)

自動車の所有者

- ・使用済になった自動車を引取業者に引渡すこと。
- ・シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル等に必要なりサイクル料金を負担すること。

自動車製造業者等

自らが製造または輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストを引取り、リサイクル(フロン類については破壊)を適正に行うこと。

引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引取り、フロン類回収業者又は解体業者に引渡すこと。

フロン類回収業者

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引渡すこと。

### 解体業者

使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引渡すこと。

### 破砕業者

解体自動車(廃車ガラ)のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引渡すこと。

## 2 引取業者等関連業者の登録・許可

### (1) 引取業者、フロン類回収業者：都道府県知事等の登録制

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)に基づき平成14年10月から登録制度開始。ただし、平成17年1月からは自動車リサイクル法に基づき登録する(表1、2参照)。

表1 引取業者・フロン類回収業者の登録・申請先(東京都)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (都庁第二本庁舎8階) 東京都環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 フロン担当係 JR東日本 新宿駅 徒歩15分 / 都営大江戸線 都庁前駅 徒歩5分 電話 03-5388-3471(直通) FAX 03-5388-1380 平成17年3月までは、環境配慮事業課で受け付けます。
--

表2 第二種特定製品引取業者等の登録手数料(東京都)

第二種特定製品引取業者 (自動車リサイクル法の引取業者)	登録申請	6,100円
	登録更新申請	4,200円
第二種フロン類回収業者 (自動車リサイクル法のフロン類回収業者)	登録申請	6,100円
	登録更新申請	4,200円

### (2) 解体業者、破砕業(表3参照)：都道府県知事等の許可制

自動車リサイクル法に基づき平成16年7月1日から許可制度開始

### (3) 解体業・破砕業の許可基準・行為義務(概要)

解体業等の許可には基本的に次のような許可基準に適合することが必要である。また解体業者には行為義務が発生する。

#### 解体業

(許可基準)

ア 解体業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること。

事業の用に供する施設

・廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有

・囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有等

申請者の能力

- ・解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

イ 欠格要件に該当しないこと。

廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格要件と同様のもの。

(行為義務)(平成17年1月1日から適用)

ア 引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は正当な理由がある場合を除き使用済自動車を引き取る義務がある。

イ 使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類についての回収責任及び「再資源化基準」に従って適切な解体を実施する義務がある。

ウ 引き取った使用済自動車又は解体自動車(廃車ガラ)は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者(電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者)へ引き渡す義務がある。

エ 電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行う義務がある。

『再資源化基準』とは、

鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、バスなどの室内照明用の蛍光灯を回収し技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化(不可能な場合には廃棄物として適正処理)すること。

有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること等

破砕業の許可基準等(省略)

表3 解体業、破砕業について

解体業	・使用済自動車または解体自動車の解体を行う事業 (例)部品の販売、流用などのため、引取った使用済自動車の部品を外している場合
破砕業	・解体自動車の破砕前処理(プレス、せん断)、破砕を行う事業 解体自動車:使用済自動車を解体することにより部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するもの

### 3 自動車リサイクル法と他法との関係

#### (1) 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

使用済自動車等(使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類)は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる。

自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって

廃棄物処理法の業の許可は不要。事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準には従う必要がある。

登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない。

次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産廃・一廃どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要となる（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要となる。

## (2) 自動車リサイクル法とフロン回収破壊法（カーエアコン部分は平成14年10月から施行中）との関係

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われることとなる。

フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位に自動的に移行することとなる。

登録業者の行為義務等についても原則フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止）、フロン類管理書についても廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。

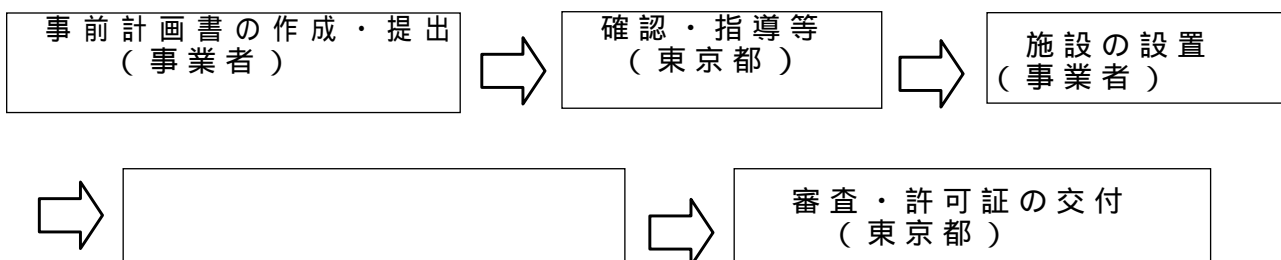
## 4 東京都における解体業及び破砕業の許可申請手続き等（概要）

東京都は本年4月に解体業者などを対象に自動車リサイクル法に関する説明会を開催し、その後5月下旬以降から新規許可申請業者に係る「事前計画書」の受付を開始した。

さらに本年7月1日から現に解体業等を行っている事業者を対象に「許可申請」及び「届出」受付を開始した。

今後、新規に自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業を行う者については、基本的に次のような手続きが必要となる。

### (1) 許可申請の流れ



## (2) 許可申請手数料

新規許可申請	解体業	78,000円
	破砕業	84,000円
更新許可申請	解体業	70,000円
	破砕業	77,000円
変更許可申請	破砕業	75,000円

## (3) 申請資料等

詳細については下記のHPをご覧ください。

申請資料等については、以下のHPに掲載していますのでご覧ください。  
東京都環境局 [http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/recycle/recycle\\_top.htm](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/recycle/recycle_top.htm)

## 5 本格施行

自動車リサイクル法は平成17年1月1日から本格施行となり、その主な内容は次のとおり。

### (1) 自動車所有者によるリサイクル料金の預託義務

自動車所有者は次の3つの時点にリサイクル料金を預託することが必要となる。

新車購入時預託(自動車リサイクル法施行後販売される自動車は、新車登録・検査時まで)

継続検査時預託(制度施行時の既販車のうち継続検査又は中古車新規登録・検査を受けるものは、最初の継続検査又は中古新規登録・検査時まで)

引取時預託(制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車、後付装備分は、使用済となって引取業者に引き渡すときまで)

### (2) 自動車製造事業者等の義務

シュレッダーダスト等のリサイクル義務

### (3) 引取業者等関連業者の行為義務が発生

使用済自動車等の引取り・引渡し義務 等

電子マニフェストによる移動報告義務の開始

### (4) その他

自動車重量税還付制度の導入 等

今後は自動車製造業者等及び関連業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）、更には自動車の所有者など各々の者が適切な役割りを果たすことで、使用済自動車の不法投棄の防止、シュレッターダスト等のリサイクルが進み、使用済自動車のリサイクルが促進されることが期待される。

参考資料：自動車リサイクル法の本格施行に向けて（第2回全国説明会資料）

